

久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和 8 年 8 月 5 日

久喜市長

貴志 信雄

久喜市条例第 2 1 号

久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

久喜市監査委員に関する条例（平成２２年久喜市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。